

秋田市告示第287号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

令和8年9月17日

秋田市長 沼 谷 純

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
社会福祉 法人とも しび会	特別養護 老人ホー ム光峰苑	秋田市添川字矢 坂16番地1	令和8年9月15日	短期入所生 活介護、介 護予防短期 入所生活介 護